

入札・契約制度の特例措置について

今治市では、入札不調を防止し、円滑な予算執行を図ること等を目的とした特例措置及び公共工事の適切かつ円滑な施工確保を目的とした特例措置について、令和 7 年度において次のとおり運用しますので、お知らせします。

1 入札参加者が 1 者となる場合の取扱いの緩和について【追加】

一般競争入札（事前審査型・事後審査型）及び災害復旧工事に係る指名競争入札において、入札者が 1 者の場合でも当該入札を有効とします。

2 現場代理人の常駐に係る緩和について【変更】

(1) 請負金額が 4,500 万円未満（建築一式工事の場合は 9,000 万円未満）の工事の場合

(ア) 件数

3 件以内（ただし今治市以外の工事と兼務する場合は、2 件まで）

(イ) 現場間の距離

工事現場が共に今治市内、または、現場間の移動距離が 30 分以内

(2) 請負金額が 4,500 万円以上（建築一式工事の場合は 9,000 万円以上）の工事の場合

(ア) 件数

2 件まで

(イ) 現場間の距離

工事現場相互の間隔が、10 km 以内の近接した工事

(3) その他

詳細については、「今治市が発注する工事にかかる現場代理人、主任技術者、監理技術者の取扱いについて」を確認してください。

3 主任技術者の専任に係る緩和について（建設業法第 26 条第 3 項により、専任を要する 4,500 万円（建築 9,000 万円）以上の工事）【変更】

(1) 兼務要件の緩和

(ア) 件数

2 件まで

(イ) 現場間の距離

工事現場相互の間隔が、10 km 以内の近接した工事

(2) その他

詳細については、「今治市が発注する工事にかかる現場代理人、主任技術者、監理技術者の取扱いについて」を確認してください。

主任技術者の専任に係る緩和について、兼務を認めない工事があるので、入札公告等には十分注意してください。